

別記 2 - 2

米粉製造革新技術等開発支援事業 (米粉用米の生産・利用体制確立及び米粉製造機器等導入)

第 1 事業の内容

1 米粉用米の生産・利用体制の確立

米粉用米の生産者と米粉製品を製造する実需者が連携し、米粉の用途別基準(以下「用途別基準」という。)や、米粉製品の普及のための表示に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に即した米粉等の実需者ニーズに応じた米粉の生産・利用体制を確立するため、次の取組を実施できるものとする。

(1) 多様なニーズに応じた米粉用米の生産体制の確立に向けた取組

ア 米粉製品への加工に適した品種栽培又は米粉用米の生産コストの低減に資する栽培データの収集・保存の取組

イ アで収集・保存した栽培データの分析及び栽培マニュアル作成に必要な検討会の開催並びに栽培マニュアル作成の取組

(2) 実需者ニーズに応じた米粉の利用体制の確立に向けた取組

米粉用米の生産者とその実需者の両者が参加する米粉の利用拡大のための検討会や意見交換会等の運営の取組

2 米粉製品の製造に係る機器等の導入及び施設改良の取組

用途別基準やガイドラインに即した新たな米粉製品の製造・分析等に必要となる機器等のリース導入(以下「分析機器等リース導入」という。)及び小麦などグルテンを含む穀物等の異物の混入防止のための施設の改良(ゾーニングや密閉化等を目的とした器具、機器・設備の導入等。以下「施設改良」という。)の取組。ただし、分析機器等リース導入及び施設改良は、1の事業と併せて実施するもののみ認めるものとする。

第 2 事業実施主体

要綱別表のⅦの2の2及び3の事業実施主体の欄の協議会に係る政策統括官が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

1 協議会は、地方公共団体(都道府県又は市町村をいう。以下同じ。)、生産者団体(複数の生産者で構成される団体である場合にあっては当該団体、一の生産者の場合にあっては当該生産者をいう。以下同じ。)、米粉製造業者及び食品加工業者等により構成する組織とする。ただし、地方公共団体、生産者団体及び米粉製造業者の参加は必須とする。

2 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者決定及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者並びに内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約(以下「協議会規約」という)が定められていること。

3 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る

不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

- 4 協議会は、必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置くことができるものとし、オブザーバーは会議に出席して意見を述べるができるものとする。
- 5 新規に設立される協議会にあっては、交付申請までに、上記1から3までが準備されていること。

第3 事業の実施期間

事業実施期間は、平成30年度の1年間とする。

第4 事業の成果目標及び補助要件

- 1 要綱第4の2の政策統括官が別に定める成果目標設定に関し必要な事項は、本事業を実施する地域における米粉用米の生産量及び米粉の製造量が、事業年度から5年の間に10%以上増加することとする。
- 2 要綱別表のⅦの2及び3の補助要件の欄の3の政策統括官が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。
 - (2) 事業実施主体が、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
 - (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- 3 分析機器等リース導入又は施設改良を行う場合は、次の要件を満たすものとする。
 - (1) 導入を予定している分析機器等リース導入又は施設改良が、本事業の成果目標に直結するものであること。
 - (2) 分析機器等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、事業の成果目標設定期間に渡り十分な利用が見込まれること。

第5 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、要綱第5の1の規定に基づき、別記様式1号により事業実施計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）の承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

事業計画の重要な変更は、要綱第5の1に準じて行うものとする。なお、要綱第5の1の(3)の政策統括官が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加、中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更

(3) 交付要綱別表の米粉製造革新技術等開発支援事業の重要な変更の欄に掲げる変更

(4) 分析機器等リース導入に係る機器等の変更

3 事業の承認等

(1) 事業の承認

地方農政局長は、次の要件を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。ただし、政策統括官が別に定める産地活性化総合対策事業のうち戦略作物生産拡大支援事業の公募要領により選定された補助金交付候補者については、事業実施計画の承認を受けたものとみなす。

ア 第4の補助要件を全て満たしていること。

イ 当該事業により、成果目標が達成されることが見込まれること。

ウ 事業実施の確実性等

補助金以外の事業資金が確実に調達できることについて、預貯金残高証明書、融資決定通知書又は融資決定の見込みに関する書類等により確認する。

(2) 地方農政局長の通知

地方農政局長は、(1)により本事業の承認を行う場合は、別記様式2号により承認した旨を、承認しない場合は、承認しなかった旨を通知するものとする。

(3) 事業の着手

ア 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定後に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届（別記様式3号）を地方農政局長に提出するものとする。

イ 事業実施主体は、アのただし書により交付決定前に着手する場合にあっては、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから事業に着手しなければならない。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付要綱第4の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届けの文書番号を記載するものとする。

ウ 地方農政局長は、アのただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

(4) 施設改良上の留意

本事業により補助金を受けて取り組む施設改良は、事業の対象となる施設資産の増加を伴うものであってはならないものとする。

(5) 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

(6) 補助金の返還等

地方農政局長は、事業実施主体に交付した本事業に係る助成金に不用額が生じることが明らかになった場合は、助成金の一部若しくは全部を減額する、又は事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を命ずることができるものとする。

また、地方農政局長は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体が、正当な理由なく報告を拒否する、又は報告の結果を踏まえた指導の結果改善の見込みがないときは、補助金の交付を中止する又は既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を命ずることができるものとする。

ア 施設改良のために購入した物件の消滅又は消失の有無

イ 地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類の虚偽記載の有無

ウ 第8に定める事業評価等の報告懈怠の有無

第6 補助対象経費及び補助率等

1 本事業の対象となる経費は、本事業に直接要する別表の経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、別表の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

2 本事業の助成対象とする分析機器等リース導入の経費については、次の要件を満たすものとする。

(1) 当該リース導入に係る契約期間が1年以上5年以内であること。

(2) 助成対象とする経費は、リース導入の対象分析機器等ごとに以下のア及びイの算定方法により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額であること。なお、当該算定方法におけるリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間はリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の少数第三位の数字を四捨五入して少数第2位で表した数値とする。

ア $\text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号) に規定する法定耐用年数をいう。)}) \times 1/2$ 以内

イ $(\text{リース物件} - \text{残存価格}) \times 1/2$ 以内

3 本事業の補助率は次のとおりとする。

第1の1の(1)のア 定額

第1の1の(1)のイ及び(2)並びに第1の2 2分の1以内

4 本事業の一事業実施計画当たりの補助対象事業費の交付額の上限は次のとおり

とする。

第1の1の取組 315万円（ただし、定額部分は、記帳する栽培期間（播種前作業期間を含む。）を25週とし、当該栽培期間中の施肥、農薬散布、水管理等の栽培履歴及び関連するデータについて、1ヘクタール・1人・1週当たりそれぞれ1枚合計50枚につき5万円とし上限は250万円）

第1の2の取組 1,050万円

5 事業実施主体の構成員たる米粉製造業者が、本事業により補助を受けてリースされた分析機器等について、事業実施主体が第4の1の規定に基づき定める本事業の成果目標の達成後も継続利用する場合は、事業実施主体は、地方農政局長と協議の上、別途、当該目標達成後の本事業の趣旨に即した当該分析機器等の利用方針を設定し、その方針に即し利用するものとする。

6 補助対象外取組

次の取組は補助の対象としない。

- (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組。
- (2) 本事業によらず現に実施し、又は既に終了された取組。
- (3) 農産物の生産費補填、販売価格支持又は所得補償。

第7 事業実施状況の報告及び指導

- 1 事業実施主体は、要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告について、事業開始年度から目標年度までの間、毎年度、別記様式4号により翌年度の7月末までに地方農政局長に報告するものとする。
- 2 国は、事業実施主体に対し、1に定める報告以外に、必要に応じて、事業実施状況について、必要な書類の提出を求めることができるものとする。
- 3 地方農政局長は、1の規定による事業実施状況の報告内容について、確認し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第8 事業の評価及び改善指導

- 1 要綱第7の1に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、別記様式5号により、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長による評価は、要綱第7の1に基づく自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価するよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長は、要綱第7の1により提出を受けた事業評価報告の内容について、関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式5号により、その評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たっては、事業評価報告の内容を確認するとともに、必要に応じて事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめるものと

する。

- 4 地方農政局長は、政策統括官に対し、検討会開催後速やかに別記様式6号により評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。
- 6 目標年度において、事業実施主体が成果目標を達成していないと判断される場合、地方農政局長は、当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標に向けた改善計画を別記様式第7号により提出させるものとする。
- 7 地方農政局長は、6により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを政策統括官に報告するものとする。
- 8 地方農政局長は、6による目標達成に向けた取組終了後、事業実施主体に対し再度事業評価報告を提出を求めるものとする。

別表

補助対象経費

米粉製造革新技术等開発支援事業（米粉用米生産・利用体制確立モデル事業、米粉製造機器等導入事業）に要する経費は、次の費目ごとに整理するものとする。

1 第1の1の経費

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代又は運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等 	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等の実施のための旅費として依頼した専門家に支払う経費	

	会議出席旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う会議、検討会又は打合せの実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供又は資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
手当		事業を実施するために直接必要な栽培履歴の記帳等に要する経費	
賃金		事業実施主体が事業を実施するために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・作業内容及び時間を記載した作業日誌をつけること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
役務費		事業を実施するために直接必要であって、それだけでは本事業の成果とは認められない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	

2 第1の2の経費

費目	細目	内容	注意点
事業費	施設改良費	事業を実施するために直接必要な施設改良に要する経費（ただし、資産形成に係るものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 施設改良費が適正であることが分かる資料として見積書（原則3社以上。該当する施設改良を扱う業者が1社のみ場合は除く。）を添付すること。
	リース経費	事業を実施するために直接必要な分析機器のリース経費	<ul style="list-style-type: none"> リース物件価格が適正であることが分かる資料として見積書（原則3社以上。該当する機器を扱う業者が1社のみ場合は除く。）やカタログを添付すること。 リース物件については助成対象としているリース期間が終了するまで事業目的に沿った使用を行うこと。

※1. 賃金等の人件費の算定に当たっては「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経営第906号農林水産省大臣官房経理課長通知）によること。

2. 上記の表に掲げる経費であっても、事業実施主体が一事業体として補助事業の有無にかかわらず本来的に具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルについては認めないものとする。